

計画実現の ために

- 1 財政計画 222
- 2 計画の進行管理 224
- 3 計画の推進に当たって 225

(1) 財政計画(一般会計)

1) 財政見直し

歳入・歳出のポイントとなる各項目について、第8次総合計画期間の財政見直しを整理しています。

歳入	項目	見直し内容	
		【法人市民税】	【その他】
歳入	市税	企業の業績予測を基に、2017年度は大幅な減額を見込み、2018年度以降は、2017年度と同等程度の企業業績による税収を見込む ・2021年度には税制改正の影響を受け減額を見込む	・2016年度当初予算額並みを見込む
	地方消費税交付金	・2019年10月に消費税率10%への引上げによる増額を見込む	
	地方交付税	・普通交付税は合併特例措置 ^{※1} の段階的な減額を見込む	
	国県支出金	・現在進行中の大規模な投資的事業が終了し減額を見込む	
歳出	人件費	・定員適正化計画などの諸条件を反映して増減額を見込む	
	扶助費	・高齢化等の影響を受け増額を見込む	
	公債費	・市債(借入金)の借入状況に基づき推移を見込む	

2) 財政運営の基本方針

国の税制改正(法人市民税の一部国税化及び法人実効税率の引下げによる法人税率の引下げ)の影響を受けるとともに、地方交付税の合併特例措置が終了することにより、本市の歳入は大幅な減少が見込まれます。これに対応するため、歳入規模に見合った適切な予算規模へ転換を図ります。

- ① 予算規模の段階的な適正化に向けて、事業の効率化及び選択と集中の徹底を図るとともに、民間の力の積極的な活用等に取り組めます。
- ② 実践計画ローリング^{※2}により毎年度、実践計画事業の見直し、精査を行い、情勢の変化に的確かつ機動的に対応します。
- ③ 普通建設事業費は、300億円以上の確保をめざします。前期実践計画期間(2017年度～2020年度)では、定住・交流、産業、安全・安心など将来を見据え、優先的・重点的に取り組む重点施策事業や、既に着手済み事業で早期効果の発現が期待される事業を中心に計画的な推進を図ります。
- ④ 市債、基金は健全財政維持に向け残高に配慮しつつ、必要な予算規模を確保するため、有効活用を図ります。

3) 財政計画

前期実践計画期間と後期実践計画期間の2区分の財政計画としました。

歳入については景気や税財政制度等の社会経済動向等の見込みを、歳出については扶助費等の義務的経費の動向や実践計画事業の必要額の見込み等を反映しています。さらに、財政運営の基本方針に基づく行財政改革の取組効果を反映しました。

用語解説

- ※1 合併特例措置：市町村合併関係団体がそのまま存続したものと地方交付税や臨時財政対策債が算定されること。合併から10年経過した2016年度から5か年度間にかけて段階的に減少する
- ※2 実践計画ローリング：毎年度、施策の進捗や社会環境の変化等を踏まえ、施策の方向性を確認した上で、実践計画事業の見直しや新規事業の立案を行い、予算編成に反映する手法

これらの見込みは、社会経済動向や新たな行政需要等により変動することが予測されるため、毎年度の歳入・歳出の見直しを注視しつつ本計画とのかい離を確認し、適時、見直しを行います。

(単位：億円)				(単位：億円)					
歳入	項目	2016年度当初予算	前期実践計画期間 (2017年度～2020年度)	後期実践計画期間 (2021年度～2024年度)	歳出	項目	2016年度当初予算	前期実践計画期間 (2017年度～2020年度)	後期実践計画期間 (2021年度～2024年度)
		市税	1,168	1,010			970	義務的経費	726
地方消費税交付金	84	90	107	普通建設事業費	445	430	390		
地方交付税	65	30	3						
国県支出金	341	290	250	維持補修費					
繰入金、市債	34	180	160	その他 ^{※4}	688	640	580		
その他 ^{※3}	167	180	180	歳出合計	1,859	1,780	1,670		
歳入合計	1,859	1,780	1,670						

4) 市債と基金の活用の考え方

本市の特徴として、歳入は、個人市民税、法人市民税、固定資産税の市税収入が根幹となっておりますが、法人市民税は景気動向に左右され、本市の歳入に大きな影響を与えます。また、歳出は、将来のまちづくりへの投資に必要となる普通建設事業費を確保していることが挙げられます。

このため、安定した財政運営を行うための方策として、市債の残高抑制と効果的な活用、また基金の積み立てと取り崩しをその時々々の財政状況を踏まえ、効果的に行ってきました。今後も、将来のまちづくりへの投資に向けた財源の確保やリスク対応等として基金残高の確保が必要です。

そこで、市債と基金の活用の考え方を整理し、健全財政の維持と時機を捉えた効果的な施策の実施の両立を図ります。

- ① 市債活用の考え方
 - ・市債残高を圧縮し、公債費の抑制を図ります。
 - ・このため、原則、借入額は当該年度の元金償還額を超えない額を基本とします。ただし、計画期間中に、重要な課題に対応し、早期に効果を発現する必要がある場合は、元金償還額を超える額の借り入れを検討します。
- ② 基金活用の考え方
 - ・資金積立基金の計画的かつ効果的な活用を図ります。
 - ・今後見込まれる財政需要及び大規模地震等の災害への備えや、急激な経済情勢の変化へ対応するために必要な基金残高を確保します。

【参考】

	2014年度末実績	2015年度末実績	2016年度末見込み
市債残高	811億円	729億円	664億円
基金残高	588億円	732億円	865億円

用語解説

- ※3 歳入 その他：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入
- ※4 歳出 その他：物件費、補助費等、災害復旧事業費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金、予備費

(1) 計画の進行管理

1) 施策を起点とした進行管理

社会経済環境が目まぐるしく変化し、先行きが見極めづらい状況においては、施策のめざす姿をしっかりと見据え、施策を取り巻く環境の変化に応じて、機動的かつ柔軟に施策を展開していくことが必要です。

そこで、前期実践計画においては、施策の推進を起点に計画を進行管理するとともに、実践計画事業については、第7次豊田市総合計画に引き続き、毎年度進捗管理を行い、事業の年次計画を適宜見直していきます。

2) 施策評価の実施

施策ごとに設定した「まちの状態指標」や施策を取り巻く環境の変化、市の主要な取組である「施策の柱」の進捗状況などから、施策立案時の前提や仮説の妥当性を毎年度（ただし、計画初年度の2017年度は除く。）確認し、必要に応じて、実践計画事業の見直しや新たな事業の立案につなげます。

また、前期実践計画の最終年である2020年度においては、施策の達成状況や「施策の柱」の妥当性を評価して、後期実践計画の策定に反映します。

3) 実践計画事業の進捗管理

実践計画事業については、事業の年次計画と実績の差から進捗状況を把握し、適宜年次計画を見直すローリングシステムにより管理します。事業の見直しや新たな事業立案については、施策推進の視点からその必要性を判断します。

4) 結果の公表

実践計画事業のローリング結果については、毎年度公表していきます。また、施策評価の結果については、後期実践計画の策定に併せて公表します。

前期実践計画終了後は、施策のめざす姿の達成状況や計画期間における実践計画事業の実績など、前期実践計画を総括した報告書を作成します。

(2) 後期実践計画の策定に向けて

後期実践計画が始まる2021年度の時点では、国の税制改正の影響や地方交付税の合併特例措置の終了などによる大幅な歳入の減少が見込まれます。

このため、着手済みのハード事業については、計画的かつ速やかに事業完了をめざすとともに、新たな事業着手については後年の財政的負担を踏まえて精査します。また、ハード以外の事業についても、前期実践計画期間を一旦の終了時期に定めるなど、後期実践計画における機動的な施策展開に努めます。

(1) 計画の推進を支える「学び合い」の視点と「WE LOVE とよた」の取組

1) 「学び合い」の視点

基本構想で掲げる将来都市像「つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた」の実現に向け、実践計画の「重点施策」、「基本施策」で展開する各取組は、「様々なつながりや価値・可能性をつくりだし、一人ひとりが主役となって行動する」ことに支えられ、推進していくものと想定しています。

「つながりや価値・可能性をつくりだすこと、行動すること」は、知ること、気づくこと、他を認めること、考えること、体験すること、他と共有することなどを通じて形づくられていくもので、そうした過程を総称して「学び合い」と表現します。

この「学び合い」は、一人ひとりの主体性により取り組まれるものであり、いつでも、どのような形でも展開が可能です。また、個人にとっては、自分らしさの獲得や人生を豊かにすることにつながり、地域社会にとっては、関わる人材が育ち、可能性が更に広がることにつながります。

そこで、前期実践計画期間においては、「学び合い」を計画の推進を支える特に重要な視点として位置付け、「学び合い」が活発に展開されるような環境づくりを進めます。

2) 「WE LOVE とよた」の取組

「WE LOVE とよた」の取組とは、市民が本市の魅力に改めて気づき、愛情と誇りを持って行動し、魅力にあふれたまちを次の世代に引き継いでいくとともに、人や地域がつながり、多様な楽しみを分かち合っていくものです。

そして、自らの意思で本市の魅力を自由に楽しむこと、その魅力を周りに伝えること、更に協力して高めていくことを基本的な考え方として、本市に関わりのある全ての人と共に推進していきます。

実践計画の推進には、重点施策を始めとする施策のめざす姿の実現に向けて、市民が楽しみながら、様々な活動やまちづくりに参画するなどの具体的な行動が重要です。こうしたことから「WE LOVE とよた」の取組を、実践計画の推進を根底から支えていくものとして展開していきます。